名称　北電知内発電第二号灯標
位置
所在地　北海道知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東北東方約六八〇メートル
北緯　四一―三五―一二
東経　一四〇―二六―三二
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
変更年月日　平成二十九年十一月十日
記事　一時撤去中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　秋田第二南防波堤北仮設灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯　三九―四七―〇〇
東経　一四〇―〇〇―一三
変更した事項
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
灯質　群せん赤光　毎五秒に二せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで二・三メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
変更年月日　平成二十九年十一月十日

名称　石巻港雲雀野防波堤灯台
位置
所在地　宮城県石巻港（雲雀野防波堤外端）
北緯　三八―二三―五二
東経　一四一―一五―五二
変更した事項
位置
所在地　宮城県石巻港（雲雀野防波堤西端）
北緯　三八―二三―五二
東経　一四一―一五―五二
灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十九年十一月十三日

名称　静内港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道日高郡新ひだか町（静内港南防波堤外端）
北緯　四二―一九―二五
東経　一四二―二二―〇四
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成二十九年十一月十四日

名称　芋埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（芋埼）
北緯　三四―一九―四〇
東経　一二九―一六―〇〇
変更した事項
灯質　単せん白光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十九年十一月十五日

名称　清水港江尻船だまり北防波堤灯台
位置
所在地　静岡県清水港（江尻船だまり北防波堤外端）
北緯　三五―〇一―〇二
東経　一三八―二九―五〇
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
記事　補正

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

GPS捜査及び携帯電話端末にかかる情報を取得する捜査に関する質問主意書（階猛提出）

皇室会議に菅内閣官房長官が陪席したことに関する質問主意書（初鹿明博提出）

第三の性に関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

議事日程

十二月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第六号
平成二十九年十二月五日（火曜日）
午後一時開議
第一　旅館業法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）
第三　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十二月四日衆議院から次の議案が送付された。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第一号）

ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元外五名提出）（衆第二号）

議案付託

十二月四日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書
平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書
決算委員会に付託

議案送付（予備審査）

十二月四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

ギャンブル等依存症対策基本法案（浅田均発議）

決議送付

十二月四日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

質問主意書提出

十二月四日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍ヘリ炎上事故についての日米間のやり取り及び日米合同委員会合意に関する質問主意書（山本太郎提出）（第二五号）

障害者基本法の改正に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二六号）

人事異動

法務省

（大阪地方検察庁検事）検事　柴田　紀子
東京地方検察庁検事に配置換する
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　吉田　裕亮
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（以上十二月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月二日午前九時五十四分御出門、特別展示『植物画の黄金時代 ― 英国キュー王立植物園の精華から』を御覧のため、JPタワー学術文化総合ミュージアム「インターメディアテク」（千代田区）へ行幸啓、同十一時十六分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、十二月四日午前十時二十八分御出門、第三十三回国際生物学賞授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時三十三分還幸啓になった。